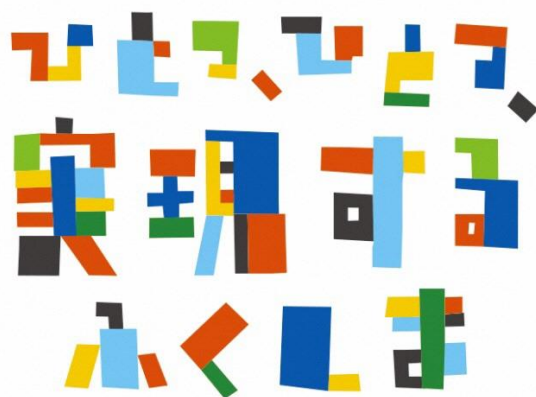


【抜 粋】

## 第 7 期福島県障がい福祉計画

## 第 3 期福島県障がい児福祉計画



令和 6 年 3 月

福 島 県

### 第3 障害福祉サービス等の成果目標と目標達成のための方策

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### (1) 目標値

(単位：人)

項目	2年度 実績	3年度 実績	4年度 実績	第6期 目標値	第7期 目標値	第7期 目標値(率)
地域生活への移行者数	6	24	7	120	60	3.0 %以上
福祉施設入所者数	1,995	1,981	1,957	1,975	1,877	4.0 %以上

\*地域生活への移行者数の第7期目標値は、令和6～8年度の累計値とする。

##### (2) 目標値設定の考え方

- 国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点を基準として、福祉施設に入所している障がいのある方（以下「施設入所者」という。）のうち、令和8年度末までに、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の目標値については、次に掲げる2つの事項を基本としつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である、とされています。

- ① 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行する。
- ② 令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減する。

- 本県では、施設入所者の高齢化・重度化が進んでいる状況やこれまでの実績を考慮して、令和8年度末までに60名（3%以上）を地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者の地域移行が難しい現状や入所施設への待機者が相当数いる状況に鑑み、真に施設入所支援が必要と判断される方が入所できるよう、令和8年度末までに施設入所者数を80名（4%以上）減少させるとして目標を設定しています。

##### (3) 現状と課題

- 地域生活への移行者数は、令和4年度末現在で31人であり、第6期計画の目標値120人を大きく下回っています。
- 福祉施設入所者数は、令和4年度末現在で1,957人であり、第6期計画の目標値1,975人を18名上回っています。
- 障害者支援施設の入所者の高齢化や重度化を踏まえながら、地域移行を進める必要があります。
- 障がいのある方が地域で自らが希望する生活ができるためには、在宅サービス、居住の場、働く場、活動する場を各地域において確保する必要があります。
- 重度の障がいのある方が利用できるグループホームの整備を進める必要があります。
- 社会資源が都市部に集中していることや家族及び地域住民の理解促進など解決すべき課題があります。

- 障がいのある方の地域生活への移行・地域定着の際の不安を解消するためには、相談支援体制の充実を図る必要があります、そのためには自立支援協議会による地域診断、評価と地域資源を有効活用するためのネットワークの構築などが必要です。
- 障がいのある方が希望する地域で生活できるよう、圏域を越えた広域的な支援体制のあり方なども検討を進めていく必要があります。
- 入所施設は、関係機関と連携を図りながら、最重度の障がい者、重複障がい者、強度行動障がいを伴う重度知的障がい者、日常的に医療的ケアを必要とする障がいのある方など、専門的支援が真に必要な障がいのある方の利用ニーズに応じていく必要があります。

#### (4) 目標達成及び課題解決のための方策

- 県の地域生活移行促進コーディネーター派遣事業を活用し、入所施設等における課題等を整理して地域移行が促進するよう支援します。
- 必要な障害福祉サービスを確保するため、NPO 法人等多様な事業者の参入を促進するとともに、社会資源の整備について支援します。
- グループホーム以外で、地域で生活するための住まいとして、公営住宅の利活用を図るとともに、福島県居住支援協議会とも連携を図りながら、民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた取組を進めていきます。
- 入所施設に入所している本人の意向と家族や地域の住民等を含む関係者の理解を含めた支援が重要であることから、障がいのある方、家族、施設職員、地域の住民等に対する普及啓発を促進します。
- 地域生活に移行した障がいのある方が、身近なところで相談が受けられるよう、市町村に対して、相談支援体制の整備について働きかけを行います。
- 障害者支援施設においては、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めるための支援に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、障がいのある方の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うための支援に努めます。
- 障害者支援施設は地域に開かれていることが望ましいことから、地域との交流を確保するとともに地域の障がいのある方に対する支援を行うための支援に努めます。
- 避難されている障がいのある方が希望する地域での生活ができるよう、市町村（自立支援）協議会を始めとした関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の整備と地域資源の開発促進に努めます。

### 第7期福島県障がい福祉計画（令和6年3月）

○編集・発行 福島県保健福祉部 障がい福祉課  
〒960-8670  
福島市杉妻町2番16号  
電話 024-521-7170  
URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/>  
E-mail : [shougai Fukushi@pref.fukushima.lg.jp](mailto:shougai Fukushi@pref.fukushima.lg.jp)

### 第3期福島県障がい児福祉計画（令和6年3月）

○編集・発行 福島県保健福祉部 こども未来局 児童家庭課  
〒960-8670  
福島市杉妻町2番16号  
電話 024-521-8665  
URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/>  
E-mail : [jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp)

# ＜第7期福島県障がい福祉計画の概要＞

## ◎障がいのある方が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現

### 1 基本的事項

【法的根拠】  
障害者総合支援法第89条第1項

【計画期間】  
令和6年度から令和8年度までの3年間

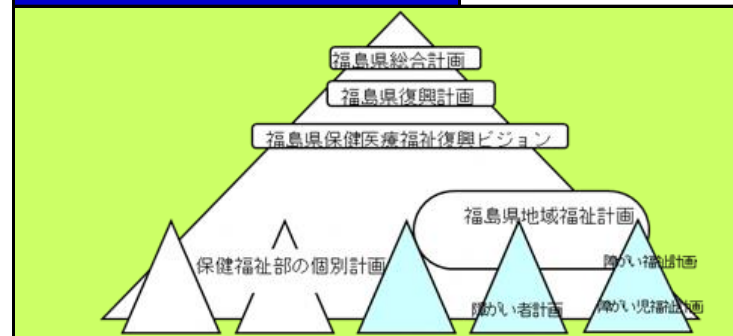
【圏域の設定】  
7つの障がい保健福祉圏域

【点検及び評価】  
毎年度、達成状況を障がい者施策推進協議会及び自立支援協議会に報告し、点検・評価を受ける。

### 1-1 基本的理念

- (1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本的な実施主体とする障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 東日本大震災・原子力災害からの復興・創生
- (5) 災害時の障がいのある方等に対する福祉体制の強化
- (6) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (7) 障がい福祉人材の確保・定着
- (8) 障がいのある方の社会参加を支える取組定着

### 1-2 計画の位置付け



### 2 障がいのある方の状況

【身体障害者手帳所持者数】(R5. 4. 1)  
75,650人、5年間で8.0%減少

【療育手帳所持者数】(R5. 4. 1)  
19,737人、5年間で10.1%増加

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】  
17,094人、5年間で35.3%増加(R5. 3. 31)

### 3 障害福祉サービス等の成果目標

【1】福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 地域生活への移行者数：R4年度末時点の施設入所者の3%以上(60人)を地域へ移行
- 福祉施設入所者数：R4年度末時点の施設入所者の4%以上(80人)を削減

【2】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床の1年以上入院患者数  
65歳未満 898人  
65歳以上 1,656人
- 退院率：入院後3か月時点 68.9%  
入院後6か月時点 84.5%  
入院後1年時点 91.0%

【3】地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点  
設置市町村数・箇所数：59市町村・39カ所
- 強度行動障がい者を有する障がい者への支援  
各市町村又は各圏域において、強度行動障がい者の状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制を整備する。

【4】福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労移行者数：218人  
うち就労移行支援事業：147人  
就労継続支援A型事業：24人  
就労継続支援B型事業：47人
- 一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合：50%以上
- 就労定着支援事業の利用者数：109人
- 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：25%以上

【5】相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センター  
設置市町村数：59市町村
- 協議会  
各市町村自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

【6】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- サービスの質の向上を図るための体制構築

### 目標達成のための方策

- 地域生活移行促進コーディネーター派遣事業の活用
- NPO法人等多様な事業者の参入の促進、社会資源整備の支援
- 公営住宅の利活用、民間賃貸住宅への入居の円滑化
- 相談支援体制の整備

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 協議の場を通じた、計画的な地域基盤の整備
- 住まいや就労の確保、差別や偏見の解消
- 日中活動系サービスの提供体制の充実
- 精神科訪問看護やアウトリーチ支援等の拡充
- 家族教室等を通じた家族支援
- ピアサポーターの活用を通じた地域移行の推進
- 相双地域における精神科病院入院患者地域移行マッチング事業によるコーディネーターの配置、転退院調整

- 【地域生活支援拠点】
- 市町村等に対する好事例の紹介や研修会の実施
  - 各地域において協議会等で検討を進めていくためのサポート体制の構築
- 【強度行動障がい者を有する障がい者への支援】
- 人材育成を通じた支援体制の整備
  - 専門機関等と連携し、困難事例の検討を行うなど、受け入れ事業所や従事者の支援

- 関係機関の連携・ネットワークづくり
- 企業への働きかけ
- 福祉施設への支援の在り方等も含めた課題の共有や対応策の検討
- 施設側の状況や労働分野の情報を収集し、就労体制の整備と地域資源の開発促進
- 障がい者工賃向上プラン及び障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の作成

- 【基幹相談支援センター】
- 基幹相談支援センター未設置市町村には、相談支援アドバイザーを活用し、設置を支援
  - 相談支援専門員の養成研修の拡充
  - 相談支援業務の質の担保を図るため各種研修の実施
- 【協議会】
- 県地域生活支援部会委員派遣事業の活用
  - 各圏域連絡会を通じた支援

- 障害福祉サービス等の利用状況の把握
- 自立支援審査支払システム等の活用
- 請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所の確保

### 4 障害福祉サービス確保のための方策

- 【1】訪問系サービス
- 介護保険事業所をはじめとする事業者の参入促進
  - 同行援護、行動援護等専門的な知識・技能を要する分野について重点的な研修の実施、従業者の養成
  - 介護職員等によるたん吸引等の研修の実施

- 【2】日中活動系サービス
- 多機能型事業所の整備やNPO法人等の多様な事業者の参入促進
  - 一般就労へ移行した障がい者を対象に、企業や関係機関との連絡調整
  - 各関係機関との連携を図りながら、一般就労移行後の職場定着率の向上

- 【3】居住系サービス
- グループホームの施設整備の支援
  - 公営住宅の活用を図るなど居住の場の確保
  - 障がい者世帯等の民間賃貸住宅への入居支援
  - 障がいのある方の地域での生活について、住民の正しい理解を得る啓発
  - 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活の支援

- 【4】相談支援
- 相談支援専門員の養成研修の拡充
  - 相談支援業務の質の担保を図るための各種研修の実施

### 5 相談支援提供体制の確保のための方策

- (1) 自立支援協議会における検証・評価
- (2) 発達障がい者支援体制整備事業等の実施
- (3) 支援拠点機関を中心とした高次脳機能障がい者に対する相談支援
- (4) 強度行動障がいについて、専門機関と連携した事業所・従事者支援
- (5) 診療連携拠点病院や協力病院等とともに難病医療提供体制の構築

### 6 人材育成、人材確保及びサービスの質の向上のための取組

- (1) サービス提供に係る人材の育成研修
- (2) 人材確保定着を図る専門性の高い研修、多職種連携の推進、魅力的な職場であることの周知や広報
- (3) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する指導及び第三者評価

### 7 県が実施する地域支援事業等

- (1) 専門性の高い相談支援事業
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、派遣事業、市町村間連絡調整事業
- (3) 広域的な支援事業
- (4) 発達障害者支援体制整備事業
- (5) 障害者就業・生活支援センター事業
- (6) 依存症対策の推進

### 8 分野別施策の方向性

- 1 安全・安心の確保
  - (1) 東日本大震災・原子力災害からの復興・創生
  - (2) 災害時の障がいのある方等に対する福祉体制の強化
  - (3) 事業所における利用者の安全確保に向けた取組
  - (4) 新興感染症への対応
- 2 障がいのある方に配慮した施策
  - (1) 地域共生社会の実現に向けた取組
  - (2) 障がい者等の芸術文化活動・障がい者スポーツの普及による社会参加等の促進
  - (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進
  - (4) 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
  - (5) 成年後見制度の利用促進
  - (6) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
  - (7) 意思決定支援の促進

### 9 圏域計画

7つの障がい保健福祉圏域計画

### ① 基本的事項

- 法的根拠  
児童福祉法第33条の22第1項
- 計画期間  
令和6～8年度（3年間）
- 圏域の設定  
7つの障がい保健福祉圏域
- 点検及び評価  
毎年度、達成状況を障がい者施策推進協議会及び自立支援協議会に報告し、点検・評価

### ④ 成果目標

- 児童発達支援センター  
圏域又は圏域より小さな単位での設置を目指す。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 **拡充**  
各市町村での推進体制を確保する。
- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 **拡充**  
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。
- 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所  
圏域又は圏域より小さな単位での設置を目指す。
- 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置  
各市町村又は圏域での配置を目指す

### ② 基本的理念

- 質の高い専門的な発達支援を行う通所支援等の充実、支援の均てん化
- 障がい児のライフステージに沿った切れ目のない支援提供体制の構築
- 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
- 医療的ケア児等に対する包括的な支援体制の構築
- 子育て支援施策との緊密な連携

### ⑤ 目標達成のための方策

- 地域の自立支援協議会等による情報提供、助言、調整、地域資源の活用等を検討
- 障がいの早期発見と適切な療育支援による地域・家庭で療育できる環境の整備
- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び研修会の実施、普及啓発等による体制の整備
- 地域の自立支援協議会等における確保方策の検討、研修会の開催等による理解促進
- 医療的ケア児支援のための協議の場における検討・協議、コーディネーター養成研修の実施

### ⑦ 圏域計画

7つの障がい保健福祉圏域計画

### ③ 障がい児の状況

- 手帳所持者数（18歳未満）R5（R2比）  
身体障害者手帳 1,014人（△7%）  
療育手帳 4,555人（+11%）  
精神保健福祉手帳 489人（+17%）
- 発達障がい者数（18歳未満）R3（R1比）  
特別支援学級在籍児 2,099人（+21%）  
通級指導を受けている児童 1,267人（+31%）

### ⑥ サービス確保のための方策

- 【障害児通所支援】  
○ 地域の自立支援協議会等における不足サービスや社会資源の確保方策等について、協議・検討  
○ 事業者に対する研修会の開催、新規事業所への訪問指導等によるサービスの質の確保
- 【障害児相談支援】  
○ 相談支援専門員の養成研修の充実
- 【保育所等の利用】  
○ 障がい児を担当する保育士の配置や施設整備等による受け入れ体制の整備
- 【医療的ケア児に関するコーディネーター】  
○ 医療的ケア児支援のための協議の場における検討・協議、コーディネーター養成研修の実施
- 【短期入所】  
○ 地域の自立支援協議会等における確保方策の協議・検討  
○ 県立施設での受入推進
- 【障害児入所支援】  
○ 強度行動障害支援者養成研修による施設職員の資質向上

## 福島県地域生活移行促進コーディネーター派遣要領

### (趣旨)

第1条 障がい者入所施設における地域生活への移行に関する取組を促進させるため、福島県地域生活移行促進コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置し、地域生活移行及び地域定着に取り組む事業所や入所施設等(以下「入所施設等」という。)をコーディネーターが個別に訪問し、課題等を整理するとともに助言等を行うものとする。

### (構成)

第2条 コーディネーターは、地域生活移行・地域定着に関する知識及び経験を有する福島県自立支援協議会地域生活支援部会委員及びその他障がい福祉課長が適任と認める者とする。

### (事業内容)

第3条 次に掲げる(1)から(8)の事項について、入所施設等の要請によりコーディネーターを派遣する。

- (1) 地域移行に関する課題整理
- (2) 利用者の地域移行支援
- (3) 地域生活移行に関する普及啓発活動
- (4) 相談支援事業所、市町村等との連携強化
- (5) 移行先の共同生活援助事業所等の開拓
- (6) 共同生活援助事業所等における受入促進
- (7) 利用者の体験実習等に向けた調整支援
- (8) その他、地域生活移行促進に必要と認める事項

### (派遣申請)

第4条 コーディネーターの派遣を希望する入所施設等は、コーディネーターの派遣を希望する日の20日前までに、福島県地域生活移行促進コーディネーター派遣申請書(様式第1号)を障がい福祉課長に提出するものとする。

### (派遣の決定等)

第5条 障がい福祉課長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否等を福島県地域生活移行促進コーディネーター(派遣・非派遣)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 コーディネーターの派遣を行うことを決定したときは、コーディネーターを派遣するものとする。

### (報告)

第6条 前条の規定によりコーディネーターの派遣を受けた者は、福島県地域生活移行促進コーディネーター派遣実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)により、コーディネーターの派遣を受けた日から10日以内に障がい福祉課長へその結果を報告

するものとする。

2 障がい福祉課は実績報告書の内容を確認し、コーディネーター派遣に係る謝金及び旅費を支給するものとする。

(守秘義務)

第7条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附則

この要領は、令和5年7月7日から施行する。



(様式第1号)

福島県地域生活移行促進コーディネーター派遣申請書

年 月 日

福島県保健福祉部障がい福祉課長

申請者 所在地  
名 称  
代 表 者  
電 話 番 号

福島県地域生活移行促進コーディネーターの派遣要領第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

案 件 概 要	種 別	【該当するものを○で囲むこと】 (1) 地域移行に関する課題整理 (2) 利用者の地域移行支援 (3) 地域生活移行に関する普及啓発活動 (4) 相談支援事業所、市町村等との連携強化 (5) 移行先の共同生活援助事業所等の開拓 (6) 共同生活援助事業所等における受入促進 (7) 利用者の体験実習等に向けた調整支援 (8) その他、地域生活移行促進に必要と認める事項			
	内 容 等	【具体的に記入すること】			
派 遣 希 望 事 項	派遣希望日時	年 月 日 ( ) : ~ :			
	場 所	【会場名及び所在地を記入すること】			
	派遣を希望する コーディネーターの氏名	第1		第2	
	備 考				
※ 受 付 日	年 月 日				

記入上の注意 ※の欄は、記入しないでください。

添 付 書 類 案件の概要がわかる資料及び会場地図を添付してください。

(様式第2号)

福島県地域生活移行促進コーディネーター  
(派遣・非派遣) 決定通知書

年 月 日

(申請者名称及び代表者名)

様

福島県保健福祉部障がい福祉課長

年 月 日付けで申請のあった福島県地域生活移行促進コーディネーターの派遣については、次のとおり決定しました。

派遣・非派遣の別	派遣する ・ 派遣しない
派遣の内容	1 派遣日時 年 月 日 ( ) : ~ : 2 派遣場所 3 コーディネーター氏名
派遣の条件	1 予定する内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出ること。 2 コーディネーターの派遣を受けた日から10日以内に、別紙「福島県地域生活移行促進コーディネーター派遣実績報告書(様式第3号)」により、その結果を報告すること。
派遣をしない理由	

(様式第3号)

福島県地域生活移行促進コーディネーター派遣実績報告書

年 月 日

福島県保健福祉部障がい福祉課長

所在地  
名称  
代表者  
電話番号

年 月 日付で派遣決定通知のありました福島県地域生活移行促進コーディネーターの派遣実績について、次のとおり報告します。

派遣日時	年 月 日 ( ) : ~ :
場所	
コーディネーターの氏名	
内容等	